

介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱 新旧対照表

新	旧	改正理由
<p style="text-align: center;">介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱</p> <p>(目的等)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p>エ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(地域密着型サービス等整備等助成事業)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 道が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホー</p>	<p style="text-align: center;">介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱</p> <p>(目的等)</p> <p>第1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>介護療養型医療施設等転換整備支援事業</u></p> <p>エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p>オ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(地域密着型サービス等整備等助成事業)</p> <p>第2 (略)</p> <p>1 道が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <p>(1) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホー</p>	<p>・国要領に準じた文言の修正</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>ム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(2) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金(災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p><u>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。</u></p> <p>a～f (略)</p> <p>(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業ア～ウ (略)</p>	<p>ム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和8年度中に着工することとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(2) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金(災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>災害レッドゾーン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ)に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p>a～f (略)</p> <p>(3) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業ア～ウ (略)</p>	<p>・国要領に準じた年度の修正</p> <p>・国要領に準じた取扱いを明記</p>

新	旧	改正理由
<p>エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付 (ア)～(イ) (略) (ウ) 整備内容 災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について対象とすることができる。 a～e (略)</p> <p>2 市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金（地域密着型サービス等整備助成事業）の交付 (ア) 対象事業 次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とするが、<u>当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</p>	<p>エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付 (ア)～(イ) (略) (ウ) 整備内容 <u>原則</u>、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業について<u>も</u>対象とすることができる。 a～e (略)</p> <p>2 市町村が実施する地域密着型サービス等整備等助成事業 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金（地域密着型サービス等整備助成事業）の交付 (ア) 対象事業 次に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。 また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。</p>	<p>・国要領に準じた文言の修正</p> <p>・国要領に準じた取扱いを明記</p>

新	旧	改正理由								
<p>・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。</p> <p>さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に交付単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>a～p (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。(第7の事業を除き、以下同じ。)</p> <table border="1" data-bbox="244 742 985 842"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p>	整備区分	整備内容	(略)	(略)	<p>・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に交付単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。</p> <p>なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。</p> <p>a～p (略)</p> <p>(イ) 整備区分</p> <p>整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。<u>(第5の1(4)ウ並びに第5の2(4)ウ及び第7の事業を除き、以下同じ。)</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 742 1890 842"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金(介護施設の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業)の交付</p> <p>(ア) 対象事業介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、道計画及び市町村計画に定める介護施設等(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。)を1施設創設することを条件に、a～eの広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。</p>	整備区分	整備内容	(略)	(略)	<p>・国要領に準じた文言の修正</p>
整備区分	整備内容									
(略)	(略)									
整備区分	整備内容									
(略)	(略)									

新	旧	改正理由
<p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和6年度中に着工することとする。</p> <p>(ア) a～e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>災害レッドゾーン（都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p><u>なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。</u></p> <p>a～f (略)</p> <p>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p>	<p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、道計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和8年度中に着工することとする。</p> <p>(ア) a～e (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業）の交付</p> <p>(ア) 対象事業</p> <p>災害レッドゾーン（都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。</p> <p>a～f (略)</p> <p>(4) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業ア～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業）の交付</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p>	<p>・国要領に準じた年度の修正</p> <p>・国要領に準じた取扱いを明記</p>

新	旧	改正理由
<p>(ウ) 整備内容</p> <p>災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築事業について対象とすることができる。</p> <p>(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)</p> <p>第3 (略)</p> <p>1 道が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成</p> <p>介護施設等を設置しようとする者、既存の介護施設等を増床しようとする者は、当該介護施設等の開設、増床（以下「開設等」という。）を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。</p> <p>介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床 訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供 	<p>(ウ) 整備内容</p> <p><u>原則</u>、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築事業について<u>も</u>対象とすることができる。</p> <p>(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)</p> <p>第3 (略)</p> <p>1 道が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成</p> <p>介護施設等を設置しようとする者、既存の介護施設等を増床しようとする者、<u>介護療養型医療施設を介護老人保健施設等へ転換しようとする者</u>は、当該介護施設等の開設、増床（以下「開設等」という。）、<u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換準備に係る事業（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換準備に係る事業を含む）</u>を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。</p> <p>介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、<u>また介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</u> 訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供 	<p>・国要領に準じた文言の修正</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を対象とする。</p> <p>なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として道がこれと同程度と認める場合であること。 ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を対象とする。</p> <p>なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として道がこれと同程度と認める場合であること。 ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p><u>(ク) 介護療養型医療施設等から転換される次の施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a 介護老人保健施設 b 介護医療院 c ケアハウス d 有料老人ホーム e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 f 認知症高齢者グループホーム g 小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p> <p>ア 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画の作成</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行おうとする者は、介護ロボット・ICTの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画（以下「介護ロボット・ICT導入計画」という。）を作成することができる。</p> <p>介護ロボット・ICT導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の額の算定のために必要な事項</p> <p>イ 介護ロボット・ICT導入計画作成に当たっての留意点</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>ウ 介護ロボット・ICT導入計画の提出期限及び提出先</p> <p>補助事業者は、補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）を充てて介護ロボット・ICT導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。</p> <p>エ 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の交付</p> <p>次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のイのaの表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ICTの機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p>	<p>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>i 生活支援ハウス</p> <p>j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p> <p>ア 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画の作成</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行おうとする者は、介護ロボット・ICTの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画（以下「介護ロボット・ICT導入計画」という。）を作成することができる。</p> <p>介護ロボット・ICT導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）の額の算定のために必要な事項</p> <p>イ 介護ロボット・ICT導入計画作成に当たっての留意点</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>ウ 介護ロボット・ICT導入計画の提出期限及び提出先</p> <p>補助事業者は、補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）を充てて介護ロボット・ICT導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（道事業）による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。</p> <p>エ 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）の交付</p> <p>次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のイのaの表中(1)又は(2)に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ICTの機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・国要領に準じた文言の修正</p>

新	旧	改正理由
<p>現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。また、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>2 市町村が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成</p> <p>市町村は、当該介護施設等の開設等を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。</p> <p>介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(I) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の開設（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床の際に必要な初 	<p>現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。また、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>2 市町村が実施する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p> <p>ア 介護施設等の施設開設準備計画の作成</p> <p>市町村は、当該介護施設等の開設等、<u>介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換準備に係る事業（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換準備に係る事業を含む）</u>を明らかにした介護施設等の施設開設準備計画を作成することができる。</p> <p>介護施設等の施設開設準備計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(I) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）の交付</p> <p>介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の開設（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、<u>また介護療養</u> 	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、道がこれと同程度と認める場合であること。 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 <p>(ア)～(ツ) (略)</p> <p><u>削除</u></p>	<p><u>型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）</u>の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、道がこれと同程度と認める場合であること。 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 <p>(ア)～(ツ) (略)</p> <p><u>(イ) 介護療養型医療施設等から転換される次の施設（政令指定都市・中核市に所在する施設に限る）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a <u>介護老人保健施設</u> b <u>介護医療院</u> c <u>ケアハウス</u> d <u>有料老人ホーム</u> e <u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> 	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>(2)介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業</p> <p>ア 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画の作成</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行おうとする者は、介護ロボット・ICTの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画（以下「介護ロボット・ICT導入計画」という。）を作成することができる。</p> <p>介護ロボット・ICT導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の額の算定のために必要な事項</p> <p>イ 介護ロボット・ICT導入計画作成に当たっての留意点</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>ウ 介護ロボット・ICT導入計画の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）を充てて介護ロボット・ICT導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。</p> <p>エ 交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）の交付</p> <p>次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のエの(イ)のaの表中(1)又は(2)に該</p>	<p>f 認知症高齢者グループホーム</p> <p>g 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>i 生活支援ハウス</p> <p>j サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(2)介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p> <p>ア 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画の作成</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行おうとする者は、介護ロボット・ICTの導入に係る事業を明らかにした大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画（以下「介護ロボット・ICT導入計画」という。）を作成することができる。</p> <p>介護ロボット・ICT導入計画に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(イ) 補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）の額の算定のために必要な事項</p> <p>イ 介護ロボット・ICT導入計画作成に当たっての留意点</p> <p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>ウ 介護ロボット・ICT導入計画の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）を充てて介護ロボット・ICT導入計画に定める事業を実施しようとするときは、様式第2号-2（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。</p> <p>エ 交付金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援）の交付</p> <p>次に掲げる施設等において、第2の1の(1)のエの(イ)のaの表中(1)又は(2)に該</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・国要領に準じた文言の修正</p>

新	旧	改正理由
<p>当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ICTの機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。また、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p> <p>(ア)～(フ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(定期借地権設定のための一時金の支援事業)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)</p> <p>第5 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。</p> <p>1 道が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>(1) ユニット化整備計画等の作成</p> <p>既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行おうとする者、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修を行おうとする者、介護施設等における看取り環境の整備を行おうとする者又は共生型サービス事業所の整備を行おうとする者は、既存の特別養護老人ホーム等をユニット型施設等に改修するための整</p>	<p>当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット・ICTの機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。また、介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。</p> <p>なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。</p> <p>(ア)～(フ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(定期借地権設定のための一時金の支援事業)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)</p> <p>第5 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の実施に当たっては、次により行うこととする。</p> <p>1 道が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>(1) ユニット化整備計画等の作成</p> <p>既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行おうとする者、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修を行おうとする者、<u>介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換する整備（介護療養型老人保健施設を介護医療院に転換する整備を含む。）を行おうとする者</u>、介護施設等における看取り環境の整備を行お</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>備事業、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修事業、介護施設等における看取り環境の整備事業及び共生型サービス事業所の整備事業を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画(以下「ユニット化整備計画等」という。)を作成することができる。</p> <p>ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先</p> <p>補助事業者は、補助金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から<u>4</u>(道事業)による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。</p> <p>(4) 補助金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)の交付</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>うとする者又は共生型サービス事業所の整備を行おうとする者は、既存の特別養護老人ホーム等をユニット型施設等に改修するための整備事業、既存の特別養護老人ホーム多床室におけるプライバシー保護のための改修事業、<u>介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換を行うための整備事業</u>、介護施設等における看取り環境の整備事業及び共生型サービス事業所の整備事業を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、<u>介護療養型医療施設等転換整備計画</u>、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画(以下「ユニット化整備計画等」という。)を作成することができる。</p> <p>ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先</p> <p>補助事業者は、補助金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から<u>5</u>(道事業)による計画書を作成し、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出すること。</p> <p>(4) 補助金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)の交付</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(I) 介護療養型医療施設(政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)の改修により転換される次の施設</u></p> <p><u>a 介護老人保健施設</u></p> <p><u>b ケアハウス</u></p> <p><u>c 特別養護老人ホーム</u></p> <p><u>d 介護医療院</u></p> <p><u>e 認知症高齢者グループホーム</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</u></p> <p><u>(ア) 対象事業</u></p> <p><u>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。</u></p> <p><u>また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。(いずれも、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和(療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。</u></p> <p><u>a 介護老人保健施設</u></p> <p><u>b 介護医療院</u></p> <p><u>c ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</u></p> <p><u>d 有料老人ホーム(居室は個室であって、入居者1人あたりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。)</u></p> <p><u>e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(社会福祉法人を設立等する場合)</u></p> <p><u>f 認知症高齢者グループホーム</u></p> <p><u>g 小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>i 生活支援ハウス施設に限る。</u></p> <p><u>j サービス付き高齢者向け住宅</u></p> <p><u>(イ) 整備区分</u></p> <p><u>「転換」とは、次の表の整理区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。</u></p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由								
<p>ウ 介護施設等における看取り環境の整備事業</p> <p>次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>エ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>2 市町村が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>(1) ユニット化整備計画等の作成</p>	<table border="1" data-bbox="1014 212 1861 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="1014 212 1137 268">整備区分</th> <th data-bbox="1137 212 1861 268">整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1014 268 1137 323">創設</td> <td data-bbox="1137 268 1861 323">既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 323 1137 379">改築</td> <td data-bbox="1137 323 1861 379">既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 379 1137 483">改修</td> <td data-bbox="1137 379 1861 483">既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 介護施設等における看取り環境の整備事業</p> <p>次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>オ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>2 市町村が実施する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p> <p>(1) ユニット化整備計画等の作成</p>	整備区分	整備内容	創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。	改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。	改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>
整備区分	整備内容									
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。									
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。									
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。									

新	旧	改正理由
<p>市町村は、既存の特別養護老人ホーム等をユニット型施設等に改修するための整備事業、既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修事業、介護施設等における看取り環境の整備事業及び共生型サービス事業所の整備事業を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）を作成することができる。</p> <p>ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から<u>4</u>（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。</p> <p>(4) 交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の交付</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、いずれの施設も従来型施設をユニット型施設に改修するものに限る。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>市町村は、既存の特別養護老人ホーム等のユニット改修、特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修、<u>介護療養型医療施設を老人保健施設等に転換を行うための整備（介護療養型老人保健施設を介護医療院に転換する整備を含む）</u>、介護施設等における看取り環境の整備及び共生型サービス事業所の整備を明らかにしたユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、<u>介護療養型医療施設等転換整備計画</u>、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）を作成することができる。</p> <p>ユニット化整備計画等に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ユニット化整備計画等の提出期限及び提出先</p> <p>市町村は、補助金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）を充ててユニット化整備計画等に定める事業を実施しようとするときは、様式第4号-1から<u>5</u>（市町村事業）による計画書を作成し、別に定める日までに北海道知事に提出すること。</p> <p>(4) 交付金（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）の交付</p> <p>ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>次に掲げる施設のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、いずれの施設も従来型施設をユニット型施設に改修するものに限る。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p><u>(I) 介護療養型医療施設（政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）の改修により転換される次の施設</u></p> <p><u>a 介護老人保健施設</u></p> <p><u>b ケアハウス</u></p> <p><u>c 特別養護老人ホーム</u></p> <p><u>d 介護医療院</u></p> <p><u>e 認知症高齢者グループホーム</u></p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>イ (略)</p> <p><u>ウ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</u></p> <p><u>(ア) 対象事業</u></p> <p><u>介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業を対象とする。また、介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。(いずれも、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。)</u></p> <p><u>なお、いずれも、転換後の定員規模は問わないこととし、c、d及びjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和(療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。</u></p> <p><u>a 介護老人保健施設</u></p> <p><u>b 介護医療院</u></p> <p><u>c ケアハウス</u></p> <p><u>d 有料老人ホーム(居室は個室であって、入居者1人あたりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。)</u></p> <p><u>e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(社会福祉法人を設立等する場合)</u></p> <p><u>f 認知症高齢者グループホーム</u></p> <p><u>g 小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>h 看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>i 生活支援ハウス</u></p> <p><u>j サービス付き高齢者向け住宅</u></p> <p><u>(イ) 整備区分</u></p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>ウ 介護施設等における看取り環境の整備事業</p> <p>次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。</p> <p>また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p> <p>(ア)～(リ) (略)</p> <p>エ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）</p> <p>第6 (略)</p> <p>1 道が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p><u>「転換」とは、第5の1の(4)のウの(イ)の表の整理区分ごとに掲げる整備内容をいう。</u></p> <p>エ 介護施設等における看取り環境の整備事業</p> <p>次に掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。</p> <p>また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p> <p>(ア)～(リ) (略)</p> <p>オ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p> <p>障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業）</p> <p>第6 (略)</p> <p>1 道が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>工 補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 家族面会室の整備等経費支援 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。） (d)～(i) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 ア～ウ (略)</p> <p>工 交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の交付 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。） (エ)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院 (ス)～(ト) (略)</p> <p>(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 家族面会室の整備等経費支援 (a)～(b)</p> <p>(c) 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）</p>	<p>工 補助金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 家族面会室の整備等経費支援 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u>（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。） (d)～(i) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 市町村が実施する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金（介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）の交付 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u>（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。） (エ)～(サ) (略)</p> <p>(シ) 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u> (ス)～(ト) (略)</p> <p>(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援 ア～ウ (略)</p> <p>エ 交付金（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援）の交付 (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 家族面会室の整備等経費支援 (a)～(b)</p> <p>(c) 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u>（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>(d)～(k)</p> <p>(l) 小規模(定員29人以下)の介護医療院、介護療養型医療施設</p> <p>(m)～(u) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(介護職員の宿舎施設整備事業)</p> <p>第7 (略)</p> <p>1 道が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 補助金(介護職員の宿舎施設整備事業)の交付</p> <p>ア 対象事業</p> <p>介護人材(外国人を含む。)を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。</p> <p>(ア)～(I) (略)</p> <p>(イ) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 介護医療院(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 市町村が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業</p>	<p>(d)～(k) (略)</p> <p>(l) 小規模(定員29人以下)の介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u></p> <p>(m)～(u) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(介護職員の宿舎施設整備事業)</p> <p>第7 (略)</p> <p>1 道が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 補助金(介護職員の宿舎施設整備事業)の交付</p> <p>ア 対象事業</p> <p>介護人材(外国人を含む。)を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。</p> <p>(ア)～(I) (略)</p> <p>(イ) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u>(定員30人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 市町村が実施する介護職員の宿舎施設整備事業に係る経費支援事業</p>	<p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p>

新	旧	改正理由
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）の交付</p> <p>ア 対象事業介護人材（外国人を含む。）を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 介護医療院（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）</p> <p>d～g (略)</p> <p>h 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院</p> <p>i～n (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第 8～第 9 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 6 年 12 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 補助金（介護職員の宿舎施設整備事業）の交付</p> <p>ア 対象事業介護人材（外国人を含む。）を確保するため、次に掲げる介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c 介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u>（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市に所在する施設に限る。）</p> <p>d～g (略)</p> <p>h 小規模（定員 29 人以下）の介護医療院、<u>介護療養型医療施設</u></p> <p>i～n (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>第 8～第 9 (略)</p>	<p></p> <p>・事業廃止に伴う文言整理</p> <p>・施行日の追加</p>

新 旧 改正理由

様式第1号-1 (市町村事業) (略)
 様式第1号-2 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)
 様式第1号-3 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第1号-1 (市町村事業) (略)
 様式第1号-2 (道事業) (略) (※道事業様式も同じ)
 様式第1号-3 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

・国要領に準じた取扱いを明記したことによる文言追加

様式第1号-3 (市町村事業)

移転改築整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備に係る事業 (単位:千円)

移転改築を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	定員数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(b又はd+eの値のいずれか)	備考
①									
②									
③									
④									
⑤									

※ 移転改築前の施設の位置図、平面図、建築年月日、災害レッドゾーンに所在することが確認出来る書類を添付すること。
 ※ 移転改築後の施設の設計図、見積書等(工事内容、金額が分かる書類)、災害レッドゾーン及び災害(エラーゾーン)に所在しないことが確認出来る書類を添付すること。

施設種名 施設種名 施設種名 施設種名 施設種名

様式第1号-3 (市町村事業)

移転改築整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備に係る事業 (単位:千円)

移転改築を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	定員数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(b又はd+eの値のいずれか)	備考
①									
②									
③									
④									
⑤									

※ 移転改築前の施設の位置図、平面図、建築年月日、災害レッドゾーンに所在することが確認出来る書類を添付すること。
 ※ 移転改築後の施設の設計図、見積書等(工事内容、金額が分かる書類)、災害レッドゾーンに所在しないことが確認出来る書類を添付すること。

施設種名 施設種名 施設種名 施設種名 施設種名

様式第1号-4 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第1号-4 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-1 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-1 (市町村事業)

介護施設等の施設開設準備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等の開設又は増床に係る事業 (単位:千円)

開設又は増床する施設の種類	施設の名称 設置主体	開設又は増床に係る事業の開始年月	施設数又は定員数 (床数)	労務事業の支出(予定) 額	交付基準額 (定員1人あたり)	算定基準による算定額	加算額	交付(予定)額	備考
			a	b	c	d (a×c)			
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

※ 見積書等(購入する備品、金額が分かるもの)
 ※ 様式第2号-1(市町村事業)(別紙)を添付すること。

施設番号 施設番号 施設番号 施設番号 メールアドレス

様式第2号-1 (市町村事業) (別紙) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-2 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-3 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第3号 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-1 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-1 (市町村事業)

介護施設等の施設開設準備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等の開設、増床又は転換準備に係る事業 (単位:千円)

開設、増床又は転換する施設の種類	施設の名称 設置主体	開設、増床又は転換に係る事業の開始年月	施設数又は定員数 (転換床)	労務事業の支出(予定) 額	交付基準額 (定員1人あたり)	算定基準による算定額	加算額	交付(予定)額	備考
			a	b	c	d (a×c)			
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

※ 見積書等(購入する備品、金額が分かるもの)
 ※ 様式第2号-1(市町村事業)(別紙)を添付すること。
 ※ 転換の場合は、備考欄に転換後の施設種別を記載すること。

施設番号 施設番号 施設番号 施設番号 メールアドレス

様式第2号-1 (市町村事業) (別紙) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-2 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第2号-3 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第3号 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

改正理由

・事業廃止に伴う文言整理

様式第4号-1 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第4号-1 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

改正理由

様式第4号-1 (市町村事業)
ユニット化整備計画書

様式第4号-1 (市町村事業)
ユニット化整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設のユニット化改修を行うための整備事業 (単位:千円)

介護施設のユニット化改修及び介護療養型医療施設の改修によりユニット型施設等に転換を行うための整備事業 (単位:千円)

改修を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	整備床数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(b又はd+eの値)	備考
①									
②									
③									
④									
⑤									

改修を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の 開始年月	整備床数 (床) a	対象事業の 支出(予定)額 b	交付基準単価 c	交付基準額 d(a×c)	加算額 e	交付(予定)額 f(b又はd+eの値)	備考
①									
②									
③									
④									
⑤									

※ 「個室→ユニット化」「多床室→ユニット化」の別を備考欄に記載すること。
※ 設計図、見積書等を添付すること。

※ 「施設の種類/施設の種類」欄について、改修による転換の場合は、上段の行に転換後の施設名称及び設置主体名を、下段の行に転換前の医療機関の名称及び設置主体名を記載すること。(設置主体が変更となる場合、両者の関係がわかる資料を添付すること)。
なお、転換を伴わない改修の場合は下段の行は記載しないこと。
※ 「個室→ユニット化」「多床室→ユニット化」の別、及び転換の場合は、転換後の施設種別を備考欄に記載すること。
※ 設計図、見積書等を添付すること。

担当課名 担当者名 電話番号 郵便局番号 メールアドレス

担当課名 担当者名 電話番号 郵便局番号 メールアドレス

様式第4号-2 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

様式第4号-2 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

・事業廃止に伴う文言
整理

新

(削除) (※道事業様式も同じ)

旧

様式第4号-3 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

改正理由

・事業廃止のため様式
削除

様式第4号-3 (市町村事業)

介護療養型医療施設等転換整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

1. 介護療養型医療施設等の転換に関する目標

2. 市町村内における介護療養型医療施設等の状況

市町村が実施する事業 （介護療養型医療施設等） の名称	設置主体	設置施設	病床数	転換予定年度	市町村が実施する事業の名称と実施する年度と実施主体の名称
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

3. 目標達成のために改修等が必要な施設の名前、整備区分、その費用の額及び交付予定額等

介護療養型医療施設を 転換する施設（立退療養 型老人保健施設）等の 名称	設置主体	整備区分	転換後の施設種 別	転換経費 の総額 （百万円）	転換注 入費 （百万円）	社会福祉の 事業用 （百万円）	交付標準額 （百万円）	国定基準に よる総予算	削減額	交付標準額 （百万円）
①										
②										
③										
④										
⑤										
合 計										

※ 転換前と転換後の平面図、仕訳費等を添付すること。
 ※ 設置主体が変更となる場合は、変更後の設置者を「設置主体」欄の下段に記載すること。
 なお、この場合、両者の関係がわかる資料を添付すること。

国庫補助金 国庫補助金 国庫補助金 国庫補助金 国庫補助金 国庫補助金

新

様式第4号-3 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第4号-3 (市町村事業)

看取り環境整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等の看取り環境整備事業

(単位:千円)

看取り環境の整備を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の開始年月	施設数 (床)	対象事業の 支出(予定)額	交付基準単価	交付基準額	加算額	交付(予定)額	備考
			a	b	c	d(a×c)	e	f(b又はd+eの値)	
①									
②									
③									
④									
⑤									

※ 別紙様式3を添付すること。
※ 平面図(看取りを行う部屋をマーカー等で記付けしたもの)、見積書等を添付すること。

電話番号 担当者名 電話番号 担当部署 メールアドレス

旧

様式第4号-4 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第4号-4 (市町村事業)

看取り環境整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等の看取り環境整備事業

(単位:千円)

看取り環境の整備を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	整備事業の開始年月	施設数 (床)	対象事業の 支出(予定)額	交付基準単価	交付基準額	加算額	交付(予定)額	備考
			a	b	c	d(a×c)	e	f(b又はd+eの値)	
①									
②									
③									
④									
⑤									

※ 別紙様式3を添付すること。
※ 平面図(看取りを行う部屋をマーカー等で記付けしたもの)、見積書等を添付すること。

電話番号 担当者名 電話番号 担当部署 メールアドレス

改正理由

・様式番号の変更

新

様式第4号-4 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第4号-4 (市町村事業)

共生型サービス事業所整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

共生型サービス事業所の整備事業

(単位:千円)

整備を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	指定の有無 指定の時期 (未指定の場合)	整備事業の 開始年月	対象事業の 支出(予定)額	交付基準額 (単価)	加算額	交付(予定)額	備考
				a	b	c	d(a×b+cの値)	
①								
②								
③								
④								
⑤								

※ 平面図、見積書等を添付すること。

※ 補助の要件として、共生型サービスの指定を受けていること(本事業完了の日までに指定を受ける場合を含む。)が必要となります。

旧

様式第4号-5 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第4号-5 (市町村事業)

共生型サービス事業所整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

共生型サービス事業所の整備事業

(単位:千円)

整備を行う施設の種類	施設の名称 設置主体	指定の有無 指定の時期 (未指定の場合)	整備事業の 開始年月	対象事業の 支出(予定)額	交付基準額 (単価)	加算額	交付(予定)額	備考
				a	b	c	d(a×b+cの値)	
①								
②								
③								
④								
⑤								

※ 平面図、見積書等を添付すること。

※ 補助の要件として、共生型サービスの指定を受けていること(本事業完了の日までに指定を受ける場合を含む。)が必要となります。

電話番号 メールアドレス

改正理由

・様式番号の変更

新

様式第5号-1 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第5号-1 (市町村事業)

簡易陰圧装置設置計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る事業 (単位:千円)

簡易陰圧装置を設置する施設の種類	施設の名称 設置主体	定員	簡易陰圧装置の設置に係る事業の開始年月	台数	対象事業の支出(予定額)	交付基準額	算定基準による算定額	油断率	加算額	交付(予定)額	備考
				a	b	c	d (a×c)	e		f (b+d+L01F L101F以外のL2aを算入 L2b)	
①								2/3			
②								2/3			
③								2/3			
④								2/3			
⑤								2/3			
⑥								2/3			
⑦								2/3			
⑧								2/3			
⑨								2/3			
⑩								2/3			

※ 平面図及び見積書等を添付すること。
 ※ 陰圧状況を確認する機能を備えた整備であることを示す書類（兼圧計見積書、陰圧装置カタログ等）を添付すること。

提出者名 提出者名 提出者名 署名(印) メールアドレス

旧

様式第5号-1 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第5号-1 (市町村事業)

簡易陰圧装置設置計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る事業 (単位:千円)

簡易陰圧装置を設置する施設の種類	施設の名称 設置主体	定員	簡易陰圧装置の設置に係る事業の開始年月	台数	対象事業の支出(予定額)	交付基準額	算定基準による算定額	加算額	交付(予定)額	備考
				a	b	c	d (a×c)		e (b+d+L01F L101F以外のL2aを算入 L2b)	
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

※ 平面図及び見積書等を添付すること。
 ※ 陰圧状況を確認する機能を備えた整備であることを示す書類（兼圧計見積書、陰圧装置カタログ等）を添付すること。

提出者名 提出者名 提出者名 署名(印) メールアドレス

改正理由

・国要領に準じた取扱いを明記したことによる文言修正

新

様式第5号-2 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第5号-2 (市町村事業)

ゾーニング環境等整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業

(単位:千円)

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設の名称設置主体, 定員, ユニットの玄関設置に係る事業の開始年月, 件数, 対象事業の支出(予定)額, 交付基準単価, 算定基準による算定額, 補助率, 加算額, 交付(予定)額, 備考. Includes a note about reporting on the number of units and new COVID-19 cases.

※ 平年度、見積書及び新型コロナウイルス等感染対策がわかる書類等を添付すること。

② 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業

(単位:千円)

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設の名称設置主体, 定員, ゾーニングのための施設に係る事業の開始年月, 件数, 対象事業の支出(予定)額, 交付基準単価, 算定基準による算定額, 補助率, 加算額, 交付(予定)額, 備考. Includes a note about reporting on the number of units, new COVID-19 cases, and the number of infected and non-infected individuals.

※ 平年度、見積書及び新型コロナウイルス等感染対策がわかる書類等を添付すること。なお、平年度には感染者と非感染者の動線が分離すること、整備前後で施設職員及び施設利用者の動線が変化を明示すること。

③ 家族別個室の整備等経費支援事業

(単位:千円)

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設の名称設置主体, 定員, 家族別個室の設置に係る事業の開始年月, 件数, 対象事業の支出(予定)額, 交付基準単価, 算定基準による算定額, 補助率, 加算額, 交付(予定)額, 備考. Includes a note about reporting on the number of units, new COVID-19 cases, and the number of family units and users.

※ 平年度、見積書及び新型コロナウイルス等感染対策がわかる書類等を添付すること。なお、2方向から出入りできる家族別個室を整備する場合は、平年度には単に個室の設置箇所のみだけでなく家族と利用者の動線が分離することを明示すること。

提出期限 提出方法 提出者名 備考

旧

様式第5号-2 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第5号-2 (市町村事業)

ゾーニング環境等整備計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業

(単位:千円)

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設の名称設置主体, 定員, ユニットの玄関設置に係る事業の開始年月, 件数, 対象事業の支出(予定)額, 交付基準単価, 算定基準による算定額, 加算額, 交付(予定)額, 備考. Includes a note about reporting on the number of units and new COVID-19 cases.

※ 平年度、見積書及び新型コロナウイルス等感染対策がわかる書類等を添付すること。

② 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業

(単位:千円)

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設の名称設置主体, 定員, ゾーニングのための施設に係る事業の開始年月, 件数, 対象事業の支出(予定)額, 交付基準単価, 算定基準による算定額, 加算額, 交付(予定)額, 備考. Includes a note about reporting on the number of units, new COVID-19 cases, and the number of infected and non-infected individuals.

※ 平年度、見積書及び新型コロナウイルス等感染対策がわかる書類等を添付すること。なお、平年度には感染者と非感染者の動線が分離すること、整備前後で施設職員及び施設利用者の動線が変化を明示すること。

③ 家族別個室の整備等経費支援事業

(単位:千円)

Table with 10 columns: 施設の種類, 施設の名称設置主体, 定員, 家族別個室の設置に係る事業の開始年月, 件数, 対象事業の支出(予定)額, 交付基準単価, 算定基準による算定額, 加算額, 交付(予定)額, 備考. Includes a note about reporting on the number of units, new COVID-19 cases, and the number of family units and users.

※ 平年度、見積書及び新型コロナウイルス等感染対策がわかる書類等を添付すること。なお、2方向から出入りできる家族別個室を整備する場合は、平年度には単に個室の設置箇所のみだけでなく家族と利用者の動線が分離することを明示すること。

提出期限 提出方法 提出者名 備考

改正理由

・国要領に準じた取扱いを明記したことによる文言修正

新

様式第5号-3 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第5号-3 (市町村事業)

多床室の個室化改修計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等における多床室の個室化に要する改修経に係る事業

(単位:千円)

施設の種類	施設の名称 設置主体	定員	多床室の個室化 に係る 事業の開始年月	台数	対象事業の 天部(千室)数	交付基準額	算定基準に よる算定額	補助率	加算額	交付(予定)額	備考
				a	b	c	d (a×c)	e	f	g (d+e)	
①								2/3			
②								2/3			
③								2/3			
④								2/3			
⑤								2/3			
⑥								2/3			
⑦								2/3			
⑧								2/3			
⑨								2/3			
⑩								2/3			

※ 平面図及び見積書等を添付すること。

電話番号 電話番号 電話番号 住所(〒) メールアドレス

様式第6号 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

別紙様式1~4 (略)

旧

様式第5号-3 (市町村事業) (※道事業様式も同じ)

様式第5号-3 (市町村事業)

多床室の個室化改修計画書

計画名称

都道府県名 北海道 市町村名

介護施設等における多床室の個室化に要する改修経に係る事業

(単位:千円)

施設の種類	施設の名称 設置主体	定員	多床室の個室化 に係る 事業の開始年月	台数	対象事業の 天部(千室)数	交付基準額	算定基準に よる算定額	加算額	交付(予定)額	備考
				a	b	c	d (a×c)	e	f (d+e)	
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										
⑧										
⑨										
⑩										

※ 平面図及び見積書等を添付すること。

電話番号 電話番号 電話番号 住所(〒) メールアドレス

様式第6号 (市町村事業) (略) (※道事業様式も同じ)

別紙様式1~4 (略)

改正理由

・国要領に準じた取扱いを明記したことによる文言修正